

広島県水道広域連合企業団管理規程第 13 号

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>総則（第 1 条・第 2 条）</u></p> <p>第 2 章 <u>公有財産</u></p> <p> 第 1 節 <u>公有財産の所属等（第 3 条—第 6 条）</u></p> <p> 第 2 節 取得（第 7 条—第 11 条）</p> <p> 第 3 節 管理</p> <p> 第 1 款 管理の通則（第 12 条—第 17 条）</p> <p> 第 2 款 行政財産の使用許可等（第 18 条—第 33 条）</p> <p> 第 3 款 普通財産の貸付（第 34 条—第 42 条）</p> <p> 第 4 節 処分（第 43 条—第 49 条）</p> <p>第 3 章 物品</p> <p> 第 1 節 <u>通則（第 50 条—第 52 条）</u></p> <p> 第 2 節 <u>取得（第 53 条—第 56 条）</u></p> <p> 第 3 節 <u>管理（第 57 条—第 62 条）</u></p> <p> 第 4 節 <u>処分（第 63 条—第 68 条）</u></p> <p>第 4 章 <u>雑則（第 69 条—第 71 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）における<u>公有財産及び物品（以下「公有財産等」という。）の取得、管理、処分等に係る事務の取扱い</u>に関しては、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p> (1)–(7) （略）</p> <p> (8) <u>物件 地方自治法第 238 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定するものをいう。</u></p> <p> (9) <u>権利 地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号から第 8 号までに規定するものをいう。</u></p> <p> (10) <u>物品 地方自治法第 239 条第 1 項に規定</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>総則（第 1 条—第 6 条）</u></p> <p>第 2 章 取得（第 7 条—第 11 条）</p> <p>第 3 章 管理</p> <p> 第 1 節 管理の通則（第 12 条—第 17 条）</p> <p> 第 2 節 行政財産の使用許可等（第 18 条—第 33 条）</p> <p> 第 3 節 普通財産の貸付（第 34 条—第 42 条）</p> <p>第 4 章 処分（第 43 条—第 49 条）</p> <p>第 5 章 物品 <u>（第 50 条）</u></p> <p>第 6 章 <u>雑則（第 51 条—第 52 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）における<u>公有財産及び物品の取得、管理、処分等に係る事務の取扱い</u>に関しては、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p> (1)–(7) （略）</p>

する物品をいう。

- (11) 執行管理者 広島県水道広域連合企業団
会計規程（令和5年広島県水道広域連合
企業団管理規程第11号）第2条第10号に規定
する執行管理者をいう。

第2章 公有財産

第1節 公有財産の所属等

第3条 (略)

(事務の総括等)

第4条 (略)

- 2 財産主務課長は、必要があるときは、課又は事務所の長に対し、公有財産の状況について報告を求め、又は公有財産の管理及び処分について、必要な措置を指示することができる。

(財産事務の合議)

第6条 (略)

- (1) 物件又は権利を取得しようとするとき。
(建設工事の執行により取得しようとするときを除く。以下同じ。)
(2)–(7) (略)

第2節 取得

第3節 管理

第1款 管理の通則

(所属換え、会計換え及び分類換えの手続)

- 第15条 課又は事務所の長は、自己の所属の公有財産について、所属換え（課又は事務所の間において公有財産等の所属を移すことをいう。以下同じ。）、会計換え（一の会計に属する公有財産等を他の会計に移すことをいう。以下同じ。）又は分類換え（公有財産等をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにした上で、台帳の副本に関係書類を添え、相手先の課又は事務所の長に通知するものとする。

- (1)–(3) (略)

2 (略)

- 3 第1項の所属換えを行った場合において、当該課又は事務所の長は、当該所属換えの内容を財産主務課長に報告するものとする。

第2款 行政財産の使用許可等

(使用財産の返還)

第31条 (略)

(事務の総括等)

第4条 (略)

- 2 財産主務課長は、必要があるときは、課又は事務所の長に対し、財産の状況について報告を求め、又は財産の管理及び処分について、必要な措置を指示することができる。

(財産事務の合議)

第6条 (略)

- (1) 物件又は権利を取得しようとするとき。
(建設工事の執行により取得しようとするときを除く。次条において同じ。)
(2)–(7) (略)

第2章 取得

第3章 管理

第1節 管理の通則

(所属換え、会計換え及び分類換えの手続)

- 第15条 課又は事務所の長は、自己の所属の公有財産について、所属換え（課又は事務所の間において財産の所属を移すことをいう。）、会計換え（一の会計に属する財産を他の会計に移すことをいう。次条において同じ。）又は分類換え（行政財産をその用途を廃止して普通財産とし、又は普通財産を行政財産とすることをいう。）をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにした上で、台帳の副本に関係書類を添え、相手先の課又は事務所の長に通知するものとする。

- (1)–(3) (略)

2 (略)

- 3 第1項の所管換え等を行った場合において、当該課又は事務所の長は、当該所管換え等の内容を財産主務課長に報告するものとする。

第2節 行政財産の使用許可等

(使用財産の返還)

第31条 (略)

- 2 (略)
- 3 当該財産が所属する課又は事務所の長は、前項の規定により行政財産の引渡しを受ける場合において、当該財産に損傷を発見したときは、その理由を調査し、使用者の責に帰すべき理由があれば、直ちに必要な措置をとるものとする。

第3款 普通財産の貸付

- (貸付期間)
- 第37条 (略)
- (1)–(5) (略)
- (6) 建物その他の普通財産(土地を除く。)の貸付 5年以下
- 2–4 (略)

- (無償貸付等)
- 第38条 普通財産は、次に掲げる場合においては、これを無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。
- (1) 国若しくは公共団体又は監督を受ける法人等が直接公共の用に供するため普通財産を使用するとき。
- (2) 企業が物件を無償又は時価よりも低い対価で借り受けている場合において、当該物件に係りのある普通財産を当該物件の貸付人が使用するとき。
- (3) 寄附を受け、若しくは寄附を受けて取得し、又は時価よりも低い対価で取得した普通財産をその寄附者若しくは譲渡人又はこれらの相続人その他の包括承継者が使用するとき。
- (4) その他企業長が特別の理由があると認めるとき。

第4節 処分

- (処分の手続)
- 第43条 (略)
- (1)–(5) (略)
- (6) 交換の場合にあつては、交換により取得する公有財産の所有者の承諾書その他交換に必要な書類
- (7)–(10) (略)

- (普通財産の減額譲渡)
- 第46条 (略)
- (1) (略)
- (2) 公共団体又は監督を受ける法人等に対し、公共団体又は監督を受ける法人等が直接公共の用に供する普通財産を譲渡するとき。
- (3) (略)

第3章 物品

- 2 (略)
- 3 当該財産が所属する課又は事務所の長は、前項の規定により財産の引渡しを受ける場合において、当該財産に損傷を発見したときは、その理由を調査し、使用者の責に帰すべき理由があれば、直ちに必要な措置をとるものとする。

第3節 普通財産の貸付

- (貸付期間)
- 第37条 (略)
- (1)–(5) (略)
- (6) 建物その他の財産(土地を除く。)の貸付 5年以下
- 2–4 (略)

- (無償貸付等)
- 第38条 普通財産は、第25条各号のいずれかに該当する場合は、これを無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。

第4章 処分

- (処分の手続)
- 第43条 (略)
- (1)–(5) (略)
- (6) 交換の場合にあつては、交換により取得する財産の所有者の承諾書その他交換に必要な書類
- (7)–(10) (略)

- (普通財産の減額譲渡)
- 第46条 (略)
- (1) (略)
- (2) 公共団体又は監督を受ける法人等に対し、第38条の規定に基づく第25条第1号の規定により普通財産を譲渡するとき。
- (3) (略)

第5章 物品

第1節 通則

(物品の分類)

第50条 物品は、次の各号に掲げる分類により区分する。

- (1) 機械及び装置
- (2) 車両運搬具
- (3) 船舶 (20トン未満のものに限る。)
- (4) 工具、器具及び備品
- (5) 材料
- (6) 消耗品
- (7) 貯蔵量水器
- (8) その他貯蔵品
- (9) 郵便切手類
- (10) 不用品

2 執行管理者は、物品の効率的な使用又は処分のため必要があるときは、その管理する物品について分類換えをすることができる。

(関係職員の責務)

第51条 物品の取得、管理又は処分に関する事務を行なう職員は、この規程並びに物品の取得、管理又は処分に関する法令及び他の規程の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を行なわなければならない。

(検査)

第52条 物品の製造その他についての請負契約又は物品の買入れその他の契約を締結した場合における当該契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物品の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査は、執行管理者が定めた職員（以下「検査職員」という。）が行うものとする。

2 検査職員は、前項の監督又は検査を行ったときは、その旨及び年月日を明らかにしておかななければならない。

第2節 取得

(購入)

第53条 執行管理者は、購入により物品を取得しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、取得の措置をしなければならない。

- (1) 購入する物品の分類、品名、規格、数量及び価格
- (2) 購入する物品の納入期限及び納入場所
- (3) 購入を必要とする理由
- (4) 購入の条件

2 執行管理者は、予定価格が7千万円以上の物品の購入をしようとするときは、あらかじめ、予算で定めることにより有効となる旨の条件を付した仮契約を契約の相手方と締結し

(物品の貸付等)

第50条 物品の貸付、譲渡、交換、寄附受納その他の取扱いについては、公有財産の取扱いの例による。

なければならない。

(寄附受納)

第54条 執行管理者は、物品の寄附を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、受納の措置をしなければならない。

- (1) 寄附を受ける物品の分類、品名、規格及び数量
- (2) 寄附を受ける物品の評価額
- (3) 寄附者の住所及び氏名
- (4) 寄附を受ける物品の受入年月日
- (5) 寄附を受ける理由
- (6) 寄附の条件

2 企業長以外の執行管理者は、次の各号に掲げる物品を除き、物品の寄附を受けることについて企業長の承認を受けなければならない。

- (1) 竣工記念、周年記念等による寄贈物品
- (2) 評価額が100万円未満の寄贈物品

3 執行管理者は、評価額が7千万円以上の負担付の物品の寄附を受けようとするときは、寄附者に対して、議会の同意が得られるまでの間、物品の寄附が受けられないことを通知しなければならない。

(借受け)

第55条 執行管理者は、企業団において使用するため物品を借り受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、借受けの措置をしなければならない。

- (1) 借り受ける物品の分類、品名、規格及び数量
- (2) 借り受ける物品の評価額
- (3) 借り受ける相手方の住所及び氏名
- (4) 借受け期間
- (5) 借受けを必要とする理由
- (6) 借受けの条件

(その他の方法による取得)

第56条 執行管理者は、購入、寄附受納及び借受け以外の方法により物品を取得するときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、取得の措置をしなければならない。

- (1) 取得する物品の分類、品名、規格及び数量
- (2) 取得の方法
- (3) 取得期日
- (4) 取得する理由
- (5) 取得の条件

第3節 管理

(保管)

第57条 物品は、企業団の施設において、良好な状態で保管しなければならない。ただし、企業団の施設において保管することが不相当

であると認められる場合その他特別の理由がある場合は、企業団以外の者の施設において保管することができる。

- 2 執行管理者は、その保管に属する物品をその属する分類に応じ、適正に整理して、施設のある倉庫又は取締りのある場所に格納しておかなければならない。

(貸付け)

第58条 物品は、貸付けを目的とするもの又は貸し付けても企業団の事務若しくは事業に支障及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

- 2 執行管理者は、物品を貸し付けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、貸付けの措置をしなければならぬ。

- (1) 貸し付ける物品の分類、品名、規格、数量及び価格

- (2) 貸し付ける相手方の住所及び氏名

- (3) 貸付期間

- (4) 貸付けを必要とする理由

- (5) 貸付けの条件

- 3 企業長以外の執行管理者は、貸付けを目的とする物品以外の物品を貸し付ける場合で、貸付期間が3月を超えるとき又は物品を無償で貸し付け、若しくは時価よりも低い対価で貸し付けるとき（次項に定める場合を含む。）は、貸付けをすることについて企業長の承認を受けなければならない。

- 4 物品は、次に掲げる場合においては、これを無償又は時価よりも低い対価で貸し付けることができる。

- (1) 企業団の事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材その他これらに準じる物品を貸し付けるとき。

- (2) 企業団の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸し付けるとき。

- (3) 教育、試験、研究又は調査のため必要な物品を貸し付けるとき。

- (4) 災害による被害者その他これに準じる者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行う者に対し、その復旧に必要な機械器具その他の物品を貸し付けるとき。

- (5) 公共団体又は監督を受ける法人に対し、当該公共団体が公共用に供する物品又は当該法人の行う公共的事業に必要な物品を貸し付けるとき。

- (6) 寄附を受け、若しくは寄附を受けて取得し、又は時価よりも低い対価で取得した物品をその寄附者若しくは譲渡人又はこれらの相続人その他の包括承継者に貸し付ける

とき。

- (7) 企業団の事務又は事業を公共団体又は公
共的団体に委託して行う場合において、そ
の受託者に対して必要な物品を貸し付ける
とき。

(管理委任)

第59条 執行管理者は、施設の管理に係る物品
の管理を委任（管理の委託を含む。以下「管
理委任」という。）しようとするときは、次
の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、
管理委任の措置をしなければならない。

- (1) 管理委任する物品の分類、品名、規格及
び数量
- (2) 管理委任する相手方の住所及び氏名
- (3) 管理委任の期間
- (4) 管理委任を必要とする理由
- (5) 管理委任の条件

(寄託)

第60条 執行管理者は、第57条第1項ただし書
の規定により、物品を寄託しようとするとき
は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を
作成し、寄託の措置をしなければならない。

- (1) 寄託する物品の分類、品名、規格及び数
量
- (2) 寄託する相手方の住所及び氏名
- (3) 寄託期間
- (4) 寄託を必要とする理由
- (5) 寄託の条件

(修繕)

第61条 執行管理者は、物品を修繕しようとする
ときは、次の各号に掲げる事項を記載した
書類を作成し、修繕の措置をしなければならない。

- (1) 修繕する物品の分類、品名、規格、数量
及び価格
- (2) 修繕する物品の納入期限及び納入場所
- (3) 修繕を必要とする理由
- (4) 修繕の条件

(亡失又は損傷したときの措置)

第62条 物品を使用する職員は、その保管又は
使用に係る物品が亡失し、又は損傷したとき
は、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載し
た書類を作成し、執行管理者に報告しなければ
ならない。

- (1) 分類、品名、規格、数量及び価格
- (2) 亡失又は損傷の日時
- (3) 亡失又は損傷の場所
- (4) 亡失又は損傷の原因である事実の詳細
- (5) 平素における出納保管の状況又は使用状
況の詳細
- (6) 亡失又は損傷の事実発見の動機及び発見
後の措置

(7) その他参考となる事項

- 2 企業長以外の執行管理者は、前項の報告を受けた場合は、報告書に意見書を添えて、遅滞なく企業長に報告しなければならない。

第4節 処分

(不用の決定)

第63条 執行管理者は、売払いを目的とする物品以外の物品で、使用の必要がなくなったもののうち所属換え又は分類換えによっても適切な処理ができないもの又は使用できなくなったものがあるときは、これらの物品について不用の決定をしなければならない。

- 2 企業長以外の執行管理者は、前項の不用の決定をする物品が、譲与し、若しくは時価よりも低い対価で譲渡するための物品である場合は、不用の決定をすることについて企業長の承認を受けなければならない。

(売払い)

第64条 物品は、売払いを目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売り払うことができない。

- 2 執行管理者は、物品の売払いをしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、売払いの措置をしなければならない。

(1) 売払う物品の分類、品名、規格、数量及び価格

(2) 売払う物品の引渡期限及び引渡場所

(3) 売払いの条件

- 3 執行管理者は、予定価格が7千万円以上の物品の売払いをしようとするときは、あらかじめ、予算で定めることにより有効となる旨の条件を付した仮契約を契約の相手方と締結しなければならない。

(物品の交換)

第65条 執行管理者は、物品を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、交換の措置をしなければならない。

(1) 交換する物品の分類、品名、規格及び数量

(2) 交換する物品の評価額

(3) 交換により取得する物品の分類、品名、規格及び数量

(4) 交換により取得する物品の評価額

(5) 交換期日及び交換場所

(6) 交換を必要とする理由

(7) 交換の条件

- 2 物品のうち下取り（動産を買い入れる際、当該動産と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する動産を、対価の一部として、当該買入れに係る動産と引換えに売渡人に譲渡

することをいう。)の商慣習があるものは、経費の低減等を図るため必要がある場合においては、これを他の同一種類の動産と交換することができる。

3 第44条第2項の規定は、前項の規定による物品の交換について準用する。

(譲与等)

第66条 執行管理者は、物品を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡（以下「譲与等」という。）しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、譲与等の措置をしなければならない。

(1) 譲与等をする物品の分類、品名、規格及び数量

(2) 譲与等をする相手方の住所及び氏名

(3) 譲与等の期日

(4) 譲与等を必要とする理由

(5) 譲与等の条件

2 執行管理者は、予定価格が7千万円以上の物品の譲与等しようとするときは、あらかじめ、予算で定めることにより有効となる旨を譲与等の相手方に対して通知しなければならない。

3 物品は、次に掲げる場合においては、譲与等することができる。

(1) 企業団の事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として、これに必要な物品を配布するとき。

(2) 教育、試験、研究又は調査のため必要な印刷物、写真その他これらに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき。

(3) 災害による被害者その他これに準ずる者で応急救助を要するものに対し、生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を譲渡するとき。

(4) 公用又は公共用に供するため寄付を受け、又は寄付を受けて取得した物品又は工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は当該工作物の解体若しくは撤去により生じた物品をその寄付者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。

4 物品は、前項に定める場合のほか、次に掲げる場合においては、これを時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(1) 感染症予防のため必要な医薬品を譲渡するとき。

(2) 公共団体又は監督を受ける法人に対し、当該公共団体が公共用に供する物品又は当該法人の行う公共的事業に必要な物品を譲渡するとき。

(3) 公用又は公共用に供するため時価よりも低い対価で取得した物品又は工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は当該工作物の解体若しくは撤去により生じた物品をその譲渡人又はその相続人その他の

包括承継者に譲渡するとき。

(廃棄)

第67条 執行管理者は、不用の決定をした物品で次の各号のいずれかに該当するものは、廃棄することができる。

- (1) 売払代金が売払いに要する経費に満たないもの
- (2) 売り払うことが企業団の秘密保持上適切でないもの
- (3) 前各号のほか、執行管理者が売り払うことが適切でないと認めたもの

2 執行管理者は、物品の廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、廃棄の措置をしなければならない。

- (1) 廃棄する物品の分類、品名、規格及び数量
- (2) 廃棄期日
- (3) 廃棄する理由
- (4) 廃棄の条件

(その他の方法による処分)

第68条 執行管理者は、売払い、交換、譲与等及び廃棄以外の方法により物品を処分しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、処分の措置をしなければならない。

- (1) 処分する物品の分類、品名、規格及び数量
- (2) 処分の方法
- (3) 処分期日
- (4) 処分する理由
- (5) 処分の条件

第4章 雑則

(占有動産)

第69条 第51条、第57条、第60条及び第62条の規定は、企業団の所有に属しない動産で企業団が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第170条の5第1項に規定するものについて準用する。

第70条・第71条 （略）

第6章 雑則

第51条・第52条 （略）

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。